平成２３年（フ）第１０４号
北海道帯広市西二十一条北１丁目６番５号
破産者　北海道化学資材株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
北海道北見市北三条西２丁目16番地
破産者　株式会社福村書店
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
青森市港町１丁目15番５号
破産者　青森観光開発株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町５番地
破産者　小野寺広人
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１５０号
秋田県男鹿市角間崎字志藤沢40番地２
破産者　医療法人泉の会
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３３号
東京都多摩市愛宕４丁目８番６号
破産者　株式会社ジョイ・カラーサービス
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４５号
長野県塩尻市大字上西條1338番地
破産者　丸善石灰工業株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４１８号
静岡県浜松市中区富塚町918番地の４
破産者　Ｂ―テクニカ有限会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
岡山県真庭市上水田3865番地５
破産者　菅元　哲夫
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３８号
岡山県総社市井手534番地２
破産者　木野本整司
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第９８号
長崎県佐世保市常盤町９番９号　クレフォート常盤904、旧住所長崎県佐世保市皆瀬町225番地11
破産者　十亀　弘子
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
長崎県佐世保市崎岡町1636番地　ライフマンスリーマンションＢ210
破産者　中村　　久
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３　７―207
破産者　福山冨士男
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２３６２号
札幌市北区新琴似12条14丁目１番９号
破産者　高野　　満
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４号
茨城県鹿嶋市大字宮中2047番地20
破産者　名澤まさ子
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１６９号
福井市グリーンハイツ２丁目108番地　県営住宅２号館306号室
破産者　吉田　淑子（旧姓宇野）
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２１号
神戸市兵庫区新開地１丁目２番18―703号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町１丁目15番２号
破産者　河村　哲秀
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６２号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5048番地の11
破産者　安武　満敏
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部